

宍粟市DX推進方針

令和7年5月改訂

(令和4年6月初版)

宍粟市

1.はじめに

社会情勢の変化やデジタル技術の向上が急速に進んでいます。

こうした情報通信技術の高度化の流れの中で、少子高齢化や人口減少社会が進行し、労働生産力の減少、経済規模の縮小等といった社会的課題が顕著になってきました。今後、この流れはますます加速し、課題の深刻化が懸念されています。また、地方自治体においても、行財政改革により職員数が制約される中で多様化、複雑化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

国においては、デジタル社会の実現に向けた羅針盤としての「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）を策定し、めざすべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が改めて位置づけられています。

また、「自治体DX推進計画」（令和7年3月28日改訂）において、このビジョンの実現のために、住民に身近な行政を担う市区町村の役割は極めて重要とされており、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくことが定義されています。

■ DXとは

D（デジタル）とX（トランスフォーメーション：変革）を組み合わせた言葉。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。デジタル技術を用いた変革。

これまで当市では、地域課題や行政サービスに対して、それぞれにふさわしいと思われる方策を模索し、関連するICT導入を推進してきました。しかしながら、今後これらの変化に適応していくためには、暮らしや行政の在り方そのものを見直す（再デザインする）とともに、課題や業務を利用者・生活者目線で考え、デジタル技術やデータを効果的に活用して、限られた資源を最適化しながら『人に寄り添った』課題解決に取り組む必要があります。

平成29年3月（2017年）に策定した「宍粟市ICT（情報通信技術）活用ビジョン（以下、「ICT活用ビジョン」という。）」は、「宍粟市総合計画」をICTの側面から補完する役割を担うものとして、また、総合計画に掲げられた将来像の実現を最大の目標と位置づけし、個別の展開をしてきました。その結果、取組をほぼ計画的に進めることができ、一定以上のレベルで達成することができています。

想定していた取組を達成しつつあるとはいえ、加速するICTの進化は、なお一層の「宍粟市の将来像：人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に必要です。

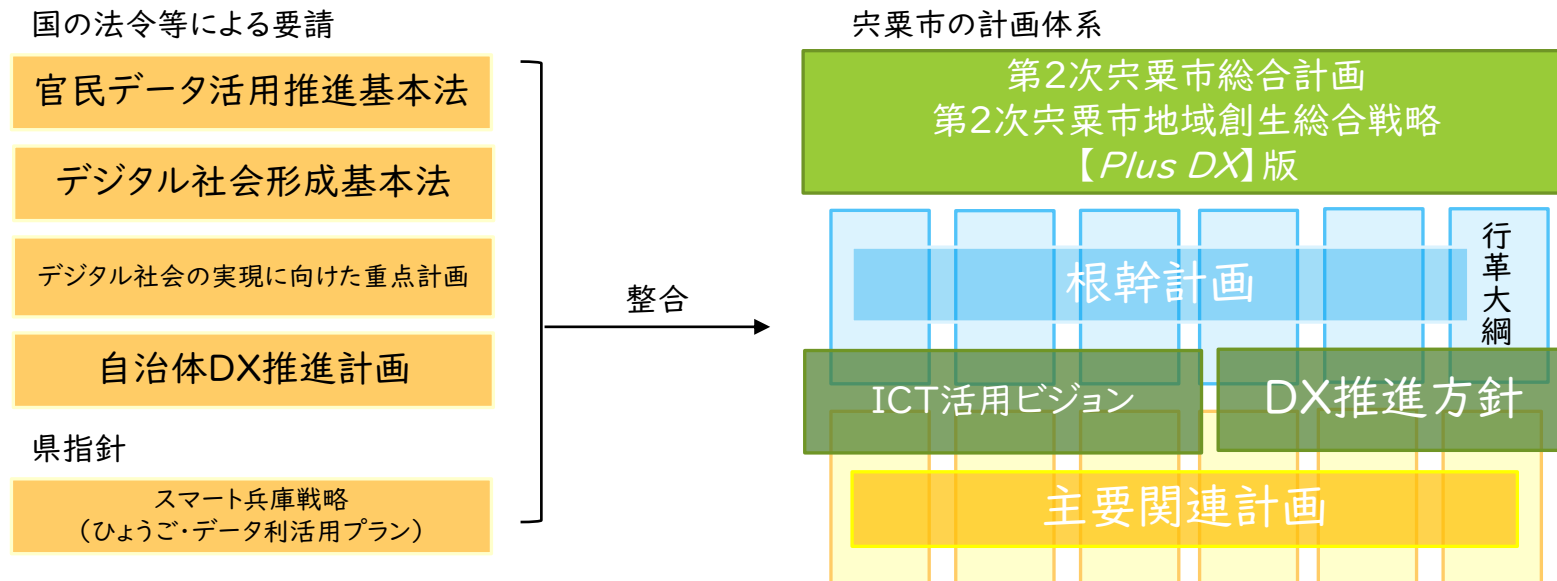
本市において、さらにデジタルシフトしていくには、明確な方針を持ちICTの活用推進の考え方を明らかにしておく必要があります。よって、「ICT活用ビジョン」策定当時には予測できなかったICTの進展や社会情勢の変化を取り込み、「ICT活用ビジョン」と整合性を図った「宍粟市DX推進方針」を定めます。

「宍粟市DX推進方針」は、ICTの活用推進を通し、持続可能な本市の実現をめざす上で、行政手続のオンライン化をはじめとする市民の利便性向上を目的としたDX（デジタル技術を用いた変革）を推進するための、全庁的な考え方や方針を示します。

2.位置づけ

「宍粟市DX推進方針」は、市の最上位計画である「第2次宍粟市総合計画（後期基本計画）及び第2次宍粟市地域創生総合戦略」「第2次宍粟市地域創生総合戦略<Plus DX>版」と将来に渡り持続可能で安定的な行政運営をめざす「第4次宍粟市行革大綱」において、横断的な課題として位置づけられる「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」について、基本的な考え方や取組の内容、推進体制など、市としての方針を示すものであり、全ての主要施策の構築や実施に際しての基礎となります。

また、国のデジタル社会形成基本法（令和3（2021）年5月公布、9月施行）をはじめ関係法令、自治体DX推進計画（令和7（2025）年3月改訂）による各種要請に応えるとともに、「スマート兵庫戦略」（ひょうご・データ利活用プラン改訂版、令和4（2022）年10月策定）との整合性を図ったものです。



3. 対象期間

本方針は、総合計画の基本構想との整合性と市を取り巻く社会情勢や国・県等の動向、急速に進むデジタル化技術を踏まえ、その変化に対応するべく、適宜見直しを行うこととします。

また、本方針に沿ったDX活用事業は、毎年の実施計画の見直しのタイミングにあわせて、直近のDXを取り巻く状況を踏まえて実施計画に反映するものとします。

取組	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度
①第2次穴栗市総合計画後期基本計画、第2次穴栗市地域創生総合戦略	令和4年(2022)年度～令和8(2026)年度:5年間					次期計画
②第2次穴栗市地域創生総合戦略<Plus DX>版			令和6年(2024)年度～令和8(2026)年度:3年間			次期計画
③第四次穴栗市行政改革大綱	令和4年(2022)年度～令和8(2026)年度:5年間					次期計画
④穴栗市ICT活用ビジョン	平成28(2016)年度～令和7(2025)年度:10年間					
⑤穴栗市DX推進方針	策定	令和4(2022)年度～			令和7(2025)年度改訂	
基本方針						
実施計画		毎年度ローリング				

4.基本方針

本方針の基本方針は、総合計画基本構想に掲げる将来像の実現に向け、その基本理念に沿ったものを定めていきます。
将来像の理念は、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」です。

この基本理念から、本方針の基本方針を、次のとおり定めます。

**■ デジタル技術で暮らしと行政の在り方を再デザイン（DX）し、
人と自然の輝きを、着実に未来へとつなぐまち宍粟**

本方針の基本方針に、「DX」と「着実に未来へつなぐ」という2つのキーワードを入れています。

これは、総合計画基本構想に掲げる将来像の実現をめざすとともに、人口ビジョン策定から44年後の未来の宍粟市をしっかりと見据えたDX施策の展開を重要視していることを示すものです。

5.基本目標と取組体系

DX基本方針の「デジタル技術で暮らしと行政の在り方を再デザイン(DX)し、人と自然の輝きを、着実に未来へとつなぐまち栄栗」を実現するために、人口減少社会においても持続可能な、すべての人に寄り添った優しいDXをめざし、以下の基本目標を掲げ、取組を進めます。

基本目標Ⅰ 暮らしと行政のDX

デジタル行政サービスの提供による利用者の利便性向上と市行政の業務改善

市民のニーズを追求し、多様化するライフスタイルに対応できるよう、行政手続きのオンライン化など、市民サービスの充実を図るとともに、国や県の動向を踏まえた情報システムの標準化・共通化への対応をはじめ、AI・RPA等の技術を積極的に活用するなど、業務改善による生産性向上と職員のワークライフバランスの実現をめざす

基本目標Ⅱ 地域のDX

地域社会のデジタル化とICTを活用したあらゆる分野での効率化の促進

防災や公共交通、教育現場等の地域社会のデジタル化を推進するとともに、企業や地域のさらなる発展を支援しつつ、ICTの活用により誰もが安心して暮らすことができるよう、活力ある持続可能な社会をめざす

基本方針

デジタル技術で暮らしと行政の在り方を再デザイン(DX)し、
人と自然の輝きを、着実に未来へとつなぐまち宍粟

基本目標

I暮らしと行政のDX

デジタル行政サービスの提供による
利用者の利便性向上と市行政の業務改善

II地域のDX

地域社会のデジタル化とICTを活用したあらゆる分野での
効率化の促進

取組体系

- ①フロントヤード改革の推進
- ②情報システムの標準化・共通化
- ③公金収納におけるeLTAX活用
- ④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤環境の整備

- ⑥地域社会のデジタル化の推進
- ⑦デジタルデバйд対策の推進

6.DX推進の考え方

基本目標達成のため、次の2つの考え方に基づいて進めます。

1 職員の意識改革による全庁的な推進

一部の組織・職員が取り組みを進めるのではなく、本方針に基づいて全庁横断的に取り組みを進めます。機運醸成、意識改革により、全職員が、デジタル化はあくまで手段であり、制度や業務そのものの改革を実施することが重要ということを認識し、取り組みます。

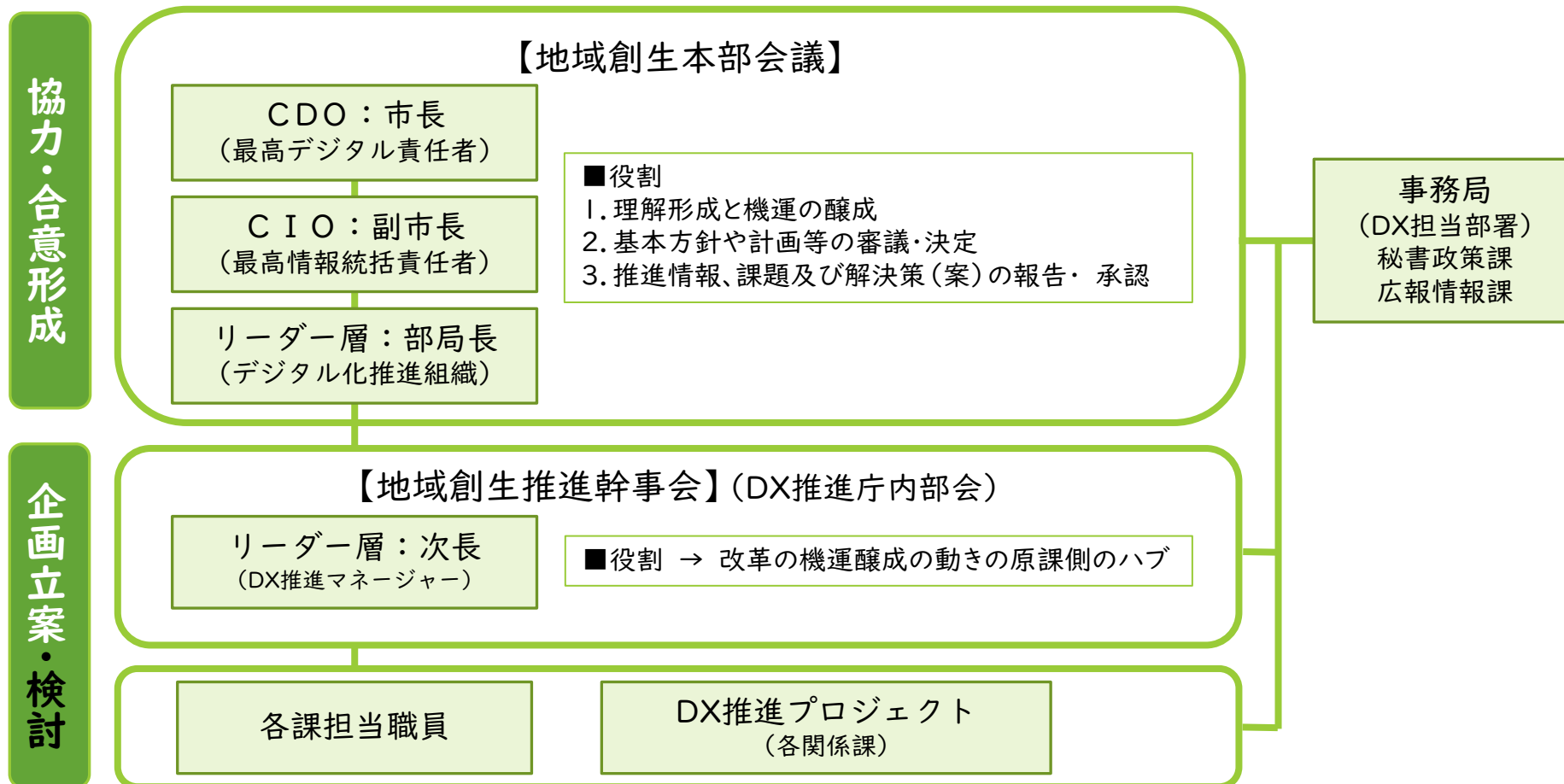
2 サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

「利用者目線」でサービスを考えるとともに、業務全体を見直し、業務改革（BPR）を進めます。業務改革（BPR）を進めるにあたっては、デジタル三原則の考え方を基に、データの活用やペーパーレス化など、業務効率化・職員の負担軽減も含め検討を行います。

■ デジタル三原則とは、デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則のことである。

- ① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

7. 全体推進体制



8. デジタル人材の育成

DX推進のためには、組織全体としての認識共有が必要です。また、デジタルツールが普及してきた状況下において、市民サービスの向上や業務効率化をはかるためには、デジタル技術の活用を含めた検討が不可欠です。それぞれの職種に求められる役割や必要となる知識・スキル等に応じた研修を行い、意識改革やスキル習得を進め、デジタル技術やデータを活用した市民のQOL（クオリティオブライフ：生活の質や満足度）向上を図ります。

求められる役割や知識・スキル・研修内容

種別	役割	対象者	研修概要
(1)高度専門人材	デジタル技術に関する高度な知見を有する	・情報部門職員（広報情報課） ・DX推進アドバイザー（外部委託）	・国や県が主催する研修を受講し、必要な知識を習得 ・不足する専門知識はDX推進アドバイザーの支援を受ける
(2)DX 推進マネージャー	デジタル施策を部局内で推進するほか、他部局との横断的な調整・管理を行う	・地域創生推進幹事会の次長級	・DX推進をマネジメントし、DX推進リーダーの取組概要や目的を理解する
(3)DX 推進リーダー	各部局のDX推進の助言ができる	・業務に精通した主査・係長級を対象に部局から毎年1人程度を推薦 ▶目標：8年度末までに40人	・DXに取り組むために必要となるログフォーム、RPAなどのデジタルツールを発展的に活用できる知識の習得 ▶部局より推薦、その他公募 ▶リーダーは異動しても職責が上がってもその業を担う
(4)一般行政職員	IT機器等を使う（文書主任はペーパーレス化・電子決裁化の取組を推進）	・パソコン等を使う全ての職員	・基本的な情報セキュリティ対策 ・基本的なデジタルツール（グループウェア、RDS等）の操作 ・DXを理解しデジタル技術を活用した業務改革

9.取組体系と取組事業

I 暮らしと行政のDX



①フロントヤード改革の推進

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
「オンライン手続きの拡充」、「窓口の集約」、「書かない窓口」を改革の方向性とし、窓口の在り方を検討・改革の実施を行う。						
事業	窓口DXの推進	オンライン手続き等の検討・推進			オンライン手続きの拡充	
		改革の方向性の決定			業務改革・検討	
					運用方法の検討	
	キャッシュレス決済の導入				導入・運用方法の検討	

フロントヤード部分だけでなく、バックヤード部分も併せて検討し、利用者の利便性向上と職員の負担軽減、業務効率化を図る。

②情報システムの標準化・共通化

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
		令和7年度中に、基幹系20業務システムについて、ガバメント・クラウドへ順次移行していき、自治体情報システムの標準化を進める。				
事業	情報システムの標準化・共通化	移行の検討		移行作業	運用開始	

令和7年度までに標準化・共通化の完成が求められています。全庁的・横断的な推進体制を整え、データやシステムの調査・調整を行い、計画的な導入に向けた検討を行います。

③公金収納におけるeLTAX活用

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
		すでに実施している税目に加え、国が全国共通の取り扱いとして推進する各公金について、eLTAXの導入・活用を検討する。				
事業	eLTAXの活用			eLTAX導入に向けた調査・検討・システム改修/運用		

全国的に共通の取扱いとする必要があるため、保険料、道路占用料、使用料等について eLTAX を活用した納付の検討を進めます。また、公金ならびに公営事業会計に属する公金（水道料金、下水道使用料等）について eLTAX の活用を検討します。

④マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
国の施策と連動し、その利便性・安全性を積極的にPRし、デジタルインフラの基盤となるマイナンバーカードの普及に取り組む。						
		普及促進				
事業	本人確認手段等、多様な手続きへの活用検討	検討・推進				

広報誌や公式サイト、イベント等を利用し、マイナンバーカードの利便性を周知するとともに、本人確認の手段等として多様な手続きに活用するなど、マイナンバーカードの効果的な普及促進を図ります。

⑤環境の整備

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
事業		情報セキュリティ対策の強化、AI・RPAの活用、テレワークの検討、アナログ規制の見直し等を検討・推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図る。				
		検討・推進				
事業	業務等の再設計(BPR)の検討・推進					
		検討・推進				

実施している業務の現状分析、課題の抽出等を行い、デジタル化やアナログ規制の見直し等を含め検討し、利用者の利便性向上と職員の負担軽減、業務効率化を図る。

Ⅱ 地域のDX



⑥ 地域社会のデジタル化の推進

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
市民や市内事業所、行政の協働による課題解決の取組や防災や産業などあらゆる分野でのデジタル技術等の効果的な活用により、地域社会全体のDXの推進を図る。						
事業	地域情報基盤（光ケーブル網）の適正管理と活用	管理・活用				
	戦略的なデジタル広報の推進	デジタル発信・結果分析・庁内共有				

増加・激甚化する災害への備えをはじめ、福祉や医療、教育、産業インフラなどあらゆる分野におけるイノベーションを推進し、市民や事業者が快適さを実感できるように取り組みます。

Ⅱ 地域のDX



⑦ デジタルデバйд対策の推進

取組体系		R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
スマートフォンをはじめとするデジタル機器の活用支援などの取組をすすめ、誰もがデジタル技術を利用し快適に暮らせるための支援を推進する。また、市の提供するサービス等の利用方法を周知する取組を推進する。						
事業	情報通信機器や市の提供するサービスの利用方法などを学習・相談できる機会の創出	検討・実施				

デジタルデバйд(情報格差)の要因には環境や能力、関心など階層性があるため、インクルーシブ(包摂的)な社会をめざしたデジタル以外の代替手段も講じながら、各階層に応じた施策を進めます。